平成26年度明石市特別職報酬等審議会 会議録

第4回審議会

月	時	平成26年7月31日(木) 午後2時~午後3時まで
場	所	明石市議会大会議室(市議会棟2階)
	委員	佐々木弘会長、伊賀文計委員、澤田瑞頴委員、島野正士委員、田中文
出		雄委員、松原由美子委員、水田美穂委員、宮川貴美子委員、和田美耶
席		子委員
者	市	高橋嗣郎副市長、森本哲雄総務部長、宮脇俊夫職員改革担当部長兼職
		員室長、横田秀示人事課長、久保井順二職員改革・労務担当課長、上
		坂毅人事課給与係長、小中規義人事課事務職員
審議事項		非常勤の行政委員会委員の報酬等のあり方について
配付資料		非常勤の行政委員会委員の報酬等のあり方に関する意見申出書(案)
事務局		明石市総務部職員室人事課

1 開 会

2 会議の成立の確認

本日、柴田委員、竹内委員の2名の委員が、ご欠席されていますが、委員の過 半数の出席により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

3 審議内容

事務局	前回の「意見申出書の骨子案」に係るご議論を基に、「意見申出書
	(案)」を作成し、お手元に配布しております。
	読み上げによりご説明をさせていただきます。よろしくお願いいた
	します。
	「意見申出書(案)」の読み上げ
会長	ありがとうございました。
	以上、事務局より、「意見申出書(案)」として文章化したものをご
	説明いただきました。
	まず、最初にお詫びしなければいけないことは、前回、「意見申出書
	の骨子案」をご披露しました。これを基にいろいろとご議論をいただ
	いた後、第3回の審議会を納める頃に、「できるだけ早く、意見申出書
	(案)として文章化したものを作り、皆さんの元へ一度お送りして、
	事前に、ご意見をいただければ、ありがたい」というようなことを申
	したと思うのですが、それができなかったということについて、お詫
	びを申し上げます。事実関係を申し上げますと、なかなか事務局も大

変であったのではないかと思うのですが、本日は31日ですが、29日の夕方に、「骨子案」を文章化した「第1版」が私の元にFAXで届きました。それから、30日の夕方ごろ、それに赤を入れ、FAXで事務局へお返しをしました。一応、事務局と私で、直接お会いして相談をしておりませんが、私が赤を入れた後、事務局で修正したものが、お手元の資料になります。事前にお送りすることができませんでしたが、その分、本日の審議会において、いろいろ、たくさんのご意見がいただけるのではないかと思いますので、ご遠慮なくご意見をいただけるとありがたいと思います。

私の方から少し、この文章に関連して、若干申し上げたいことがございます。

まず、1つ目は、「用語」を統一化しました。前回の「骨子案」を見ると、「お金」の方は、「報酬の金額」や「報酬の水準」、それから「月額制か日額制か」については、「報酬形態」という用語をこれまでは、使ってきたかと思いますが、過去の本市のこういった関係の文書を参照しますと、本日の文章化したものにあるように、「お金」の方は、「報酬の水準」、それから、「月額制か日額制か」の方は、「報酬の支給形態」という言葉が、使われていたということですので、従来どおりの言葉に踏襲しております。

それから、もう一つ、お気づきかもしれませんが、前回の「骨子案」 をお持ちでしたら、見ていただきたいのですが、これのP2の所の冒 頭に、「3 現行制度に関し、どのような点が議論の余地がありそうか」 という項目があります。現行の非常勤の行政委員会委員の報酬等につ いて、どういう所が問題になりそうなのかということを、今回、議論 ができなくとも、一応、網羅的にピックアップし、さらけ出しておこ うということが、この項目に書かれています。そこの部分が、お気づ きかと思いますが、本日の文章化したものの中には、抜けています。 どうして抜けたのかという深い議論はしておりませんが、その部分は、 本日の文章化したものの、一番後ろの方、P6の「4 付帯意見」が ありますが、そこの辺りに、今の制度が持っている問題点や課題が、 ちりばめられて書かれていますので、これで良いのではないかという 風に思います。その辺りのところは、もう少し理屈を言えば、前回は、 現行制度が持っているいろいろな問題点というか、疑問点や話題にな りそうな所について、ピックアップしました。その中で、今回は、先 ほど申した、「報酬の水準」と、「報酬の支給形態」の2つの所に絞っ て、我々は議論をし、まとめたわけです。その他の問題については、 ほとんど扱っておりません。もし、文章化したものに、「骨子案」の「3」 と同じように、網羅的に課題を並べてしまうと、なぜ、「報酬の水準」 と「報酬の支給形態」の2つに絞ったのかという辺りを、もっと本当 は書かなければならないということがあったかもしれないのです。そういう点から見ると、今回文章化したものは、初めから2つの問題に絞って、書かれておりますし、現行制度が持っている課題というのは、全部、「付帯意見」の方で指摘しているという方になっておりますから、むしろこの方がすっきりするかなという風に思っています。

もう1つだけ申し上げておきたいことは、前回、私は、今回の審議会の「結論部分」を分かりやすく、「四角く囲ってみてはどうか」というようなことを申し上げました。結論以外の、皆さんからご指摘いただいたご意見、「こういう結論なのだけれども、それ以外に、結論を導くにあたり、いろんな意見がございました」という部分と、「結論部分」がはっきり区別できるようにと思い、申し上げたものです。一応、事務局の方で、今回の文章化したものに取り入れてもらったのですが、これを見て感じるのは、少し、「答申」とは言いませんけれども、「意見申出書」という形をとっていますが、あまり体裁が良くないなと、自分で申し上げておきながら、思いました。むしろ、もう少し、本文を読んでいきながら、我々の結論部分となりそうな所を、「ゴシック」、「太字」で重要な部分を書いていくという方が、「見た目」が馴染みやすいのではないかという感じがしております。

以上です。中身の方については、皆さんから、いろいろご指摘、ご 質問をお願いしたいと思います。

G委員

P4の「報酬の水準」の結論部分について、「漸進的に引き下げの歩みを進めるべきことが妥当であるとの結論に達しました」と書かれていますが、前回の審議会では、このような結論まで至らなかったと思います。前回は、委員の皆さんが、いろいろな意見を言っておりましたが、最終的には、まとまっていなかったと思います。

逆に言えば、P4の①の「速やかに平均水準の額まで引き下げるべきである」という意見の方も結構おられたと思います。

結論部分の「漸進的に引き下げる」という、P10の「資料2」の「第1案」を採用すると、結局、「資料2」の表にあるように、明石市の「報酬の水準」が「高水準」にあるということに変わりないということになります。そうなると、本審議会を4回も開催したことに、あまり意味がなかったのでは、ということになると思いますので、ここで、もう一度、本当に「漸進的に引き下げる」ことが、委員皆さんの意見なのかどうかを確認し、もし、そうでなければ、「多数意見はこうだ」、「少数意見はこうであった」というような書き方をしてはどうかと思います。

会長

ありがとうございます。非常に重要なご指摘でございました。この 辺りについては、「会議録」を基本的には見ながら、あるいは、私がこ の場で、委員の皆さんから意見を賜っており、ある委員が発言をした 時に、他の委員が合意したように受け取られた雰囲気などを、自分自 身で記憶をたどりながら、書いています。

今のP4の「結論部分」となっているところは、「2段階」に分けて、 私の文章で、事務局に送ったFAXにより、赤を入れたところです。 今のG委員の意見は、非常に重要で、この辺りは、そういう意味では、 改めて、皆さんにお諮りをした方がいいということでした。

なぜ、P4にあるような文章になったかということについて、説明 をしておきます。P4からP5の辺りの、皆さんがこの問題について の、いろいろな意見については、「以上の結論を導くにあたり、各委員 から表明された意見を次に付することにします。」というところに書い ています。「①」はG委員がおっしゃったように、「できるだけ速やか」 に平均水準の額まで引き下げる」というご意見です。その他にですね、 「②」をご覧いただきますと、最低限は、まず「△11.9%」の引 き下げである、「常勤の特別職の改定率を反映し、引き下げるべきであ る」というご意見になります。それから、P5の「③」では、「段階的 に行うことが現実的である」というご意見もありました。その辺りの ことがありましたから、一番、「広く」という言い方は語弊があるかも しれませんが、「この辺りのところが納めどころ」であろうと思ったの が、P4の四角で囲った中の、「2段階に分けて」と言いますか、まず は、ともかく、 $\lceil \triangle 11.9\% \rfloor$ というところを書いて、それから、P 10の「資料2」の表の、「第1案」から「第5案」の方に向かって、 少しずつ引き下げるということが「現実的」であろう、という書き方 をしているわけです。

それに対して、この場の雰囲気で感じると、今のG委員のご意見は、そうではなく、P10の「資料2」の一番右の「第5案」である、「特例市における平均水準にまで、できるだけ速やかに引き下げるべきである」という、こちらの意見の方が多かったのではないかということでした。この場は特に決を採るという場ではないと思っていましたが、改めて、非常に重要な問題ですし、結論部分ですから、皆さんに問いたいと思います。

この「報酬の水準」の部分について、いかがでしょうか。

H委員

私は、この「結論部分」について、今までの論議との関係を見ると、包含されているという判断をします。今、G委員が言われた、危惧される点についても、P4の四角で囲っているところで、具体的に文章を見ると、「本市と人口・財政規模が類似する全国特例市の平均水準の額の方向に向けて、漸進的に引き下げる」と明確に掲げていますので、一応、流れとしては、本文のとおりでいいのではないかと思います。特に、このことを意見の申出書として提出するからには、やはり、

「20年間」、全く改定していなかった、「第1段階」の引き下げをできるだけ速やかにしていただいて、当然、次の方向性についても、明確に文章の中に入っているとおり、その努力もしていただきたいと思います。

それから、P5の「(2)」の3行目になりますが、「人材確保の面」という部分です。この文言を省き、「具体的な職務、職責及び勤務実態など」にしてはどうかと思います。「人材確保の面」を考慮するという「文言」はいるのだろうかということが、気になっています。

会長

2つおっしゃっていただきました。

後段の方については、「報酬の水準」の話とは、少し逸れてしましますが、少し申し上げておきますと、ここは、我々の立場からの言葉というよりも、「本市を含め、多くの自治体」が「なぜ、非常勤の行政委員会委員の『報酬の支給形態』について、『月額制』を採ってきたか」ということの「理由」がいくつかあり、そのいくつかの理由の中に、「人材確保」、「有能な人材が得られるから」というものがあったため、文章の中に書いているわけです。

我々の審議会の言葉というよりも、こういった意味で書いているのですが、言葉が悪いでしょうか。

H委員

あまりいい言葉ではないと思います。「人材の確保」という言葉がなくても、文章の中には「など」という言葉が入っていますので、文章としては、通じると思います。

会長

「人材の確保」という言葉はなくてもいいのでは、というご意見でした。

それから、前段のP4の四角で囲っている部分については、これで一応、大体良いのではないかということをおっしゃっていただきました。

他の委員の方、ご意見をお願いします。

C委員

私は、この前も申し上げましたとおり、とにかく「特例市の平均水 準」にまで持っていくことが、最終であると思っています。

それまでに、「△11.9%の引き下げ」という段階を踏むかどうかということですが、私は、「可及的速やかに」、「特例市の平均水準」にまで持っていくように言ってきました。

P4の四角で囲っている部分に、「 $\triangle 11.9\%$ 」の引き下げ、それから、もう一つ下の段階の、「特例市の平均水準」という 2 段階の引き下げが書かれていますが、普通に考えた時に、これは、来年の 4 月から「 $\triangle 11.9\%$ 」の引き下げ、そして、1 年かけて、いろいろ内容

を検討し、その翌年に「特例市の平均水準」にまで持っていくという 意味なのかもしれませんが、文章には、どこにも、引き下げを執行す る「年度」が書いてありませんので、一体、目標としている「特例市 の平均水準」が、「いつからできるのか」というところが、少し気にな ります。

また、市の財政について、非常に辛いところが出てきており、いろいる財政健全化の委員会も立ち上がっています。片一方ではこういった動きもありますので、できるだけ速やかにやらないといけないのではと思います。

何といいましても、「20年間、全然改定してこなかった」ということが、一番問題であると思います。そういうことからしても、本当に早い時期に、本当であったら、「 $\Delta 11.9\%$ 」の引き下げはせずに、いきなりにでも、「特例市の平均水準」への引き下げをやってもらいたいと思います。

この「20年間」を取り戻してもらわないとなりません。だから、 この辺りについて、市の方でどう受け止められるか、ということが気 になります。

普通の状態でここまで来ていたら、案のとおり、2段階の引き下げでも構わないと思います。ですが、民間の会社でしたら、段階を踏まず、即、引き下げを行うと思います。そうでないと、株主総会は通りません。

だから、やり方として「2段階」の引き下げは、いい手段のように も思えるのですけれども、少し、以上のように、引っかかるところが あります。

B委員

私も、市の財政が逼迫している中で、例えば、高齢者のいろいろなサービスを打ち切る、ということまでやっていますので、やはり、20年間、手を付けていなかったということは、今となっては仕方のないことですが、こういう問題が出てきている以上、速やかに解決すべきではないかと思います。他のサービス、敬老のサービスを廃止したり、そこまでやっているわけですから、できるだけ早く、気が付いた時にするべきであると思います。

会長

ありがとうございました。

この辺りは、非常に難しい問題で、前回の「骨子案」を説明する時に、私の口頭で、例えば、「5年間を目途に」といったことを、申し上げました。そしたら、逆に、「5年間では遅すぎるのではないか」という意見もありました。一方では、そういう意見があったため、「5年間」という文言を省いたわけです。

私の個人的な意見ですが、「第5案」を採用するという結論にするの

は簡単ですけれども、後は全部、市当局に委ねるわけになりますね。 そこで、「実現性」というものを見た時に、本当に、「特例市の平均水準」にまで、「一気」にやってもらえるのだろうかという感じはしないでもありません。むしろ、「第1案まではやってくれよ」と言う方が、「実現性」という点から言えば、より実現しやすいと思います。どうしてかと言うと、「常勤の特別職」の「報酬の水準」についても、「特例市の平均水準」ではありません。その辺りを考えたら、「比較」という点で、どうなのかなと思います。

この辺りの書き方は、H委員については、「2段階の引き下げでもいいよ」ということでしたが、今のG委員のご意見を取り入れるとすると、例えば、「具体的な引き下げの率や額は、今後、市当局の判断に委ねることにします」の後に、「この実現のために頑張ってくれ」というように書いていますが、ここを、「できるだけ速やかな実現に向けて頑張ってくれ」という表現を付け加えるという手もあるかなという感じで、お聞きしていました。

他の委員の方、ご意見をお願いします。

J 委員

私も、この審議会の委員のうち、何人ぐらいが、「2段階の引き下げ」 や、「一気に特例市の平均水準まで引き下げ」をお考えになっているの かについて、一度も多数決を採っていないので、各々思われるところ について、一度お聞きしたいなと思いました。

先ほどからお話に出ていますが、「20年間メスを入れなかった」ということは、要するに、一般の会社では考えられないことです。毎年、給料というものは、どんどん下がり、全然給料が上がらないということを、私たちも経験しており、世の中がそのようになっている中、「20年間、何も改定していない」ということは、あまりにも世の中とかけ離れているということが言えます。

私個人の意見としては、大改革と言いますか、大きなメスでズバッと、一度した方が、行政委員会の委員になられている方からすると、今までいただいていたお給料が半分くらいになってしまうということがありますが、やはり、明石市の今後のことを考えると、財政健全化の取り組みの中で高齢者サービスが廃止されるという話もありましたが、市民の向上のためには、こういったことより、「報酬の引き下げ」の方に力を入れていただいて、一度、思いっきり改革をしてみた方がいいのではないかと思います。

今、ここで、「2段階で引き下げ」をした方がいいのか、「思いっきり引き下げ」をした方がいいのかということを、どれぐらいの割合でお考えになっているのかについて、知りたいと思います。

会長

特に、手を挙げて決を採らなくとも、委員全員の意見をお聞きすれ

ば、足りると思われるのですけれども、他の委員の方はどうですか。

E委員

「意見申出書(案)」を読ませていただいた時に、今までいろいろな厳しい意見が出てきた中で、文章にすると、穏やかな文章になるのかなと思いました。P4の四角で囲った部分の中に、「できるだけ速やかに」という文言がありますが、私は、「できるだけ」という文言を抜いてもいいぐらいの感じがします。以上です。

会長 わか

わかりました。他にどうぞ。

I委員

会議録を読ませていただきましたが、その中に、「委員の選抜について、天下りのような運用がないか」ということもありました。

やはり、市民目線から見ても、これだけ世間が状況の厳しい環境の中、のんびりとしていると、やはり、そういった意見も市民の中から出てくるのではと思うのです。したがって、「段階的に」というのも実現性があるので良いかと思ったのですが、ここは厳しく、スッパリと明石らしく、「力を入れている」という点を強調していただけたらなと思います。

F委員

今、3人の委員からお話があり、ほとんど私の考えと一致している ところがあります。

「市民視線」というものは、どこまであるのか、市民がこの内容にほとんど関心もなく、ご存じでもなく、あまり感じていない所があるかもしれません。しかし、そのために、市民代表として我々がこの場にいるのだと思いますので、やはり、気づいたことは、はっきりと言ったほうがいいのではないかと思います。

絶対に、月額257,000円というのは、結構いいお給料ですし、 こういったところを見ましたら、本当に、市という所は甘いなと思い ます。

ですから、厳しく、やられたらいいのではなかろうかと思います。 市の方たちは、いろいろなところから、叩かれたり、いろいろある と思うのですが、でもそれは、耐えていただいて、また、ガクッと報 酬額が下がることにより、今後の委員の「受け手」といいますか、報 酬が高額であるから受けたという委員が、中にはいるかもしれません。 こういった、人選面でも問題が出るのではという心配もありますが、 結果も出していただきたいと思います。

会長

ありがとうございました。

決は採りませんが、大体、圧倒的に、意見分布は、「厳しく書け」という、G委員のご意見に近いのではないかと思います。

この辺りを、また、事務局と相談しますが、現在の「案」は、「まず」と「次いで」と段階を踏んでいますが、これを、P4の「①」にあるように、「できるだけ速やかに、『特例市の平均水準まで引き下げる』という『第5案』を実現してくれ」というような書き方にしたいという風に思っています。

他にご意見がありましたらどうぞ。「報酬の支給形態」の部分についてでも、何でも結構ですが、お気づきの点がありましたら、いかがでしょうか。

J委員

前回の資料の「骨子案」の、P2の「3」の「(7)」の「委員長と委員の格差」についてです。

今回の「意見申出書(案)」のP6の「4 付帯意見」の中には出てきませんが、私が思うのは、委員会の中で、会長の仕事は大変であると思います。しかし、現状、我々審議会の委員報酬については、会長と委員の報酬の額に、格差がないのにもかかわらず、行政委員会の委員報酬については、ものすごく大きな差があるように思えるのですが、あまり仕事の内容が分からないところがあり、何とも言えませんが、「こんなに差がいるべきものか」という疑問も残ります。

会長

わかりました。ありがとうございます。

事務局

さきほどのご意見につきましては、「報酬の水準」の部分になりますけれども、「意見申出書(案)」のP5の「⑥」の中に「委員長の加算額」の件については、「検討が必要である」として、書かせていただいております。

会長

ありがとうございました。他にございますか。

「報酬の支給形態」については、この文章でよろしかったでしょうか。

B委員

大体、これでいいと思います。

E委員

P7の3行目の「市長におかれては」について、「市長におかれましては」という表現の方が丁寧であると思います。

F委員

今、気がついたのですが、行政委員会の委員長や委員の任期は、ど れくらいなのでしょうか。それは、本人の意思次第でしょうか。

会長

この「意見申出書(案)」の中では、今おっしゃっていただいたことは、一番後ろの方の「4 付帯意見」の辺りに、任期の限度とかいろ

いろ書いてあるのですが、前回の審議会などでも、事務局の方から若 干、各行政委員会の委員長、委員の任期のことについて、説明があっ たかと思います。

事務局

任期は「4年」ということになります。「更新の制限」というものは、 規定上、ございません。ですから、議会の承認が得られれば、任期に 制限はないということになります。委員長について、任期があるのは、 教育委員会の委員長に、「1年」という任期がございます。これについ ても、再任の上限はございません。

会長

という回答でしたが、よろしかったでしょうか。

先ほど申し上げたとおり、この「意見申出書(案)」の中では、「4付帯意見」の「(4)」に、我々が「危惧」することとして、書いております。

「骨子案」を文章化する時は、全体を読んで、日本語の問題、「てにを は」などもありましたが、今、この場でお気づきでなくとも、また後 で出てくるかもしれません。

先ほどのP4の四角で囲った部分の辺りが、一番、修正点というか、 手を加えなければならないところかなという風に思います。

この辺りを中心に、また、全体を読み直してみて、気になるところを、事務局と相談をしながら直し、「第2版」というものを作って、できるだけ早い段階で、委員の皆さんのところにお送りして、それで、何日か時間をお取りして、もし、さらにご意見がありましたら、事務局の方に直接、お伝えいただくという形をとり、期限というか、締め切りを過ぎた頃に、改めて事務局で取りまとめたものを、印刷物にして、もう一度、委員の皆さんにお送りする、そういう形にしてはどうかと思います。これが、最終的には、市長へ提出するものとなります。そういう形でよろしいでしょうか。

事務局は、その辺りはよろしいでしょうか。

事務局

会長と「結論部分」について、詰めさせていただいて、後日、委員 の皆様に「意見申出書(案)」をお送りいたします。

その後に、委員の皆さんからご意見をいただく時間を設け、もしご 意見等があれば、最終案に反映したうえ、会長にもう一度確認いただ き、その後、市長へ「意見書」として、提出させていただきます。

会長

締め切りというものはありますか。

事務局

特に締め切りについては、考えておりませんが、委員の皆さんの任

期が9月末日ということになります。

会長

時間的にはまだ余裕はありますね。

事務局

本日、ご欠席のA委員、D委員には、「意見申出書(案)」をお示しできておりませんので、お示しさせていただいて、また、ご意見、特に、「報酬の水準」の結論部分について、お二方に確認させていただき、会長には、その旨をご報告したうえで、詰めさせていただきたいと思います。

会長

それでは、全体で4回ぐらいできたらなという感じで、非常に難しい、20年間も手を付けられなかった問題でありましたが、いろいろと活発な、厳しいご意見をいただきまして、非常にありがとうございました。ともかく、一応、形になりそうなものができそうだなという風に、私は個人的に、非常にうれしく思っております。

暑い折から、これで、任期の問題もありますが、審議会を終わりますが、また、何かご縁がありましたら、皆さんとお会いしたいと思います。

(欠席された委員からの追加意見)

【A委員】

全国特例市の水準まで報酬を引き下げることについては、長期にわたり報酬の水準の引き下げがなかったことや、本市の財政状況、社会経済情勢を踏まえると、妥当と考えます。

また、行政委員会委員の職務及び職責等は、全国自治体に共通するものと考えられます。

しかしながら、実際の仕事そのものは、市を代表して、訴訟等の当事者になるなど、その責任は重大であり、市政運営に係る重要な役割を担っているものと考えます。

ついては、引き続き、円滑な行政運営を図るといった視点から、報酬の引き下げにあたっては、今後、行政委員会委員への十分な説明を行い、理解と納得を得ながら進めていくことが大切であり、段階的な引き下げを行い、スムーズにソフトランディングすることが望ましいと考えます。

【D委員】

本市の財政状況や他の自治体との均衡を考慮して、特例市の平均水準まで報酬を引き下げることは了としますが、その場合には、他の自

治体と比較して、本市の行政委員会委員の職務の質や量に差がないの かを十分に精査することが必要と考えます。

また、実際に報酬を引き下げることとなりますので、引き下げに併せた、職務のスリム化、効率化を図ることも必要と考えます。

ついては、これらを検討する時間を考慮すれば、段階的に、報酬の 引き下げと業務の見直しを行うことが、現実的な対応であると考えま す。

4 副市長挨拶

副市長の髙橋でございます。審議会が、本日で終わりということで、お礼の ご挨拶をさせていただきます。5月27日に第1回目の審議会が始まりまして、 本日まで、4回にわたり、熱心に、精力的に、本当に皆さん、それぞれの立場 でご議論、意見交換をしていただいたということで、実りのある審議会であっ たと思っております。

本日、いろいろとご審議いただきましたが、「報酬の水準」につきましては、 やはり、速やかに、適正な金額にまで持っていくことに併せて、「支給形態」に つきましても、地方自治法の求められている姿に戻すということでございますの で、いずれについても、しっかりと努力をしてまいりたいと思っております。

審議会の委員から財政健全化の話もありましたけれども、市の方で最も力を入れているのは、「職員の意識改革」ということで、やはり、お金は市民からの預かっている大切なものなので、それを意識し、使うよう、意識改革に一生懸命、総務部が中心となって取り組んでいるところです。

その中で、本日のお話につきましても、特に「付帯意見」にありましたことを振り返ってみますと、昭和26年、今から65年ぐらい前に、明石市の市政と市の広報というものがございまして、その中で行政の大きな役割は、「市民に行政施策をしっかりとお伝えする、お見せする」ことであると、そして、それができなかったら駄目である、と書かれていました。行政委員会の仕事について、委員の方々が一生懸命やられていても、なかなか、市民は、その勤務実態などが分からないということは、市のPRが足りなかったなど、やはり、行政の劣っているところであると思います。行政委員会についても、しっかりとPRをし、その中で、市民の方が納得するといった取り組みや、市長が依頼しました、非常勤の行政委員会委員の報酬等のあり方については、しっかりと皆さんのご意見を受け止めて、改めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

5 閉会